

第1章 計画の目的・性格・期間

1 計画の目的

わが国における少子化の進行は人口減少を加速化し、今後の国、産業、地域社会の存立基盤及び社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであることから、国では少子化の流れを変えるため、「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従来の取組みに加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」の4つの柱からなる「少子化対策プラスワン」が取りまとめられました。

そして、これを具体化するため、平成15年(2003年)7月に「次世代育成支援対策推進法(以下「法」といいます。)」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」が制定され、すべての地方自治体と従業員300人を超える企業(平成23年(2011年)4月から100人以上)に行動計画の策定が義務付けられ、平成17年(2005年)度から10年間に集中的・計画的な取組みを促進することとなりました。

本市では、平成11年(1999年)度の「京田辺市児童育成計画(キ・ラ・ラげんきっ子プラン)」に引き続き、平成16年(2004年)度には法に基づき「京田辺市次世代育成支援行動計画(前期計画)」を策定し、この間さまざまな子育て支援等に取り組んできました。

このたび、5年間の前期計画の評価及び見直しを図り、平成22年(2010年)1月29日に策定された「子ども・子育てビジョン」の内容もふまえ、平成22年(2010年)度から5年間について、さらに次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育成される環境づくりを進めていくために、「京田辺市次世代育成支援行動計画(後期計画)」(以下「計画」といいます。)を策定しました。

2 計画の性格

本計画は、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭、地域などを対象とし、京田辺市が今後取り組むべき子育て支援策の方向性や目標を定めたもので、京都府の「未来っ子いきいき応援プラン(次世代育成支援後期行動計画)」をふまえた上で、「第3次京田辺市総合計画」を上位計画とし、また、京田辺市男女共同参画計画等の関連計画との整合性を図りながら、母子保健、子育て支援、子どもの健全育成など次世代育成支援を総合的に推進するための行動計画として位置付けています。

3 計画の期間

この計画の期間は、法に基づく平成17年(2005年)度から10年間の内の後半期である、平成22年(2010年)4月から平成27年(2015年)3月までの5年間とします。

4 計画策定にあたっての取組み

この計画の策定にあたっては、子育て中の約3,500世帯にアンケート調査を実施し、約50%近い世帯の回答から、本市における子育て世帯の状況や課題、また、子育て施策に対する幅広いニーズ等を把握する中、今後の子育て支援策について検討を行いました。

また、育児サークル等とのヒアリングを通じて、支援の現状や今後の支援のあり方等について意見交換を行いました。

これらの経緯の中で、計画策定にあたっては、市民や関係団体・有識者等で組織する「京田辺市次世代育成支援推進協議会」においてさまざまな視点から検討を重ね、また、計画案に対するパブリックコメントを実施するなど市民参画による計画づくりを行いました。

